

東濃中部病院事務組合個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条の2）
- 第3章 保有個人情報の開示請求等の権利等（第14条—第27条）
- 第4章 救済手続（第28条・第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第34条）
- 第6章 罰則（第35条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定め、東濃中部病院事務組合(以下「組合」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障することにより、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例（第1号については、第3号から第5号までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 保有個人情報 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員をいう。ただし、議会の議員を除く。以下同じ。）が職務上作

成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。

(7) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。

(8) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びフィルム並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって当該実施機関が保有しているものをいう。

(9) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴う個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するための必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 組合を組織する地方公共団体の区域内の住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 管理者は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項

(以下「届出事項」という。)を速やかに東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するとともに告示しなければならない。

5 管理者は、第1項から第3項までの規定による届出事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集等の原則)

第7条 実施機関は、個人情報の収集、保有又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取り扱わなければならない。

(直接収集)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の事前の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされた事実であるとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは、当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から第10条第1項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合であって、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

(収集等の制限)

第9条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の事前の同意があるとき又は本人へ提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされた事実であるとき。

(4) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めたとき。

(5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき。

(6) 国等にその所掌する事務の遂行に不可欠な保有個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上当該保有個人情報を提供することがやむを得ないと認めたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上

必要があると認めるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により実施機関以外のものへ保有個人情報を提供するときは、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることがを求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報の取扱責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）の利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実態と合致するよう努めること。

- (2) 保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等を防止すること。
- (3) 必要がなくなった保有個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去すること。

(電子計算組織の結合の制限)

第12条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、法令等に定めがある場合を除き実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合するときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外の者に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 次に掲げる者は、個人情報の保護について当該業務の範囲内で実施機関と同様の義務を負う。

- (1) 実施機関から前項の規定による処理の委託を受けた者（以下この項及び次項において「受託者」という。）及び受託者であった者

- (2) 前号に掲げる者以外の者であって前項の規定により受託者が取り扱うこととされた個人情報に関する事務の処理を行うもの（以下この項及び次項において「個人情報事務処理事業者」という。）及び個人情報事務処理事業者であった者

- 3 受託者の業務に従事している者及び従事していた者並びに個人情報事務処理事業者の業務に従事している者及び従事していた者は、個人情報の保護についてその従事している業務又は従事していた業務の範囲内で実施機関の職員と同様の義務を負う。

- 4 前2項に掲げる者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

第13条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者をいう。以下この条において同じ。）が同法第244条第1項の規定による公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 次に掲げる者は、個人情報の保護について当該業務の範囲内で実施機関と同様の義務を負う。

(1) 前項の規定により個人情報を取り扱うこととされた指定管理者及び指定管理者であった者

(2) 前号に掲げる者以外の者であって前項の規定により指定管理者が取り扱うこととされた個人情報に関する事務の処理を行うもの（以下この項及び次項において「指定管理者事務処理事業者」という。）及び指定管理者事務処理事業者であった者

3 指定管理者の業務に従事している者及び従事していた者並びに指定管理者事務処理事業者の業務に従事している者及び従事していた者は、個人情報の保護についてその従事している業務又は従事していた業務の範囲内で実施機関の職員と同様の義務を負う。

4 前2項に掲げる者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利等

(開示を請求する権利)

第14条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人を

いう。以下この章において同じ。)は、本人に代わって、開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し当該請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために規則で定める必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に当該開示請求に係る保有個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないことにつきやむを得ない理由がある場合は、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し直ちに当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による決定をしたときは、開示請求者に対して、速やかに書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係

る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

- 5 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が、当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定等をするときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の開示を実施する旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第3項に規定する通知書で指定する日時及び場所において実施機関の職員の立会いのもとに規則で定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、保有個人情報を開示することにより当該保有個人情報が汚損され、若しくは破損されるおそれがあるとき又は第19条の規定による保有個人情報の開示をするときは、当該保有個人情報を複写したものにより開示することができる。

(開示をしないことができる保有個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る保有個人情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該又は同種の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に支障が生じるおそれがあるもの
- (3) 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者(第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求を

する場合にあっては、当該本人をいう。以下この号において同じ。) 以外に関する個人情報が含まれている場合であって、開示請求者に開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

(4) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な公務の執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(一部開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めたときは、当該部分を除いて開示しなければならない。

(訂正請求)

第20条 何人も、自己を本人とする保有個人情報について事実に関する誤りがあると思料するときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第21条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の全部又は一部について訂正する旨の決定をしたときは、直ちに訂正をした上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、直ちに書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないことについてやむを得ない理由がある場合は、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、直ちに当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第23条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

（保有個人情報の利用停止請求）

第24条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると思

料するときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条から第9条までの規定に違反して収集されているとき、又は第10条第1項及び第2項若しくは第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項又は第2項若しくは第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求の手続）

第25条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第26条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に当該利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

ただし、前条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに当該決定の内容を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（保有個人情報の一部を利用停止しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないことについてやむを得ない理由がある場合は、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、直ちに当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

（費用の負担）

第27条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手数料は、徴収しない。

2 保有個人情報に係る部分の公文書の写しの交付を受ける者は、規則に定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を事前に負担するものとする。

3 実施機関は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

第4章 救済手続

（是正の申出）

第28条 何人も、実施機関が自己を本人とする保有個人情報について法令等に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対し是正の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による是正の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

(審査請求)

第29条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定又はこれらの請求に対する不作為について不服がある者は、当該実施機関（以下この条において「審査庁」という。）に対して、審査請求をすることができる。

- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 審査庁は、第1項に規定する審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下する場合及び当該審査請求の全部を認容する場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）を除き、審査会に諮問しなければならない。
- 4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 5 審査庁は、第3項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 6 審査庁は、審査会の答申を尊重するものとし、第1項の審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

第5章 雑則

(出資法人の義務)

第30条 組合の出資する法人であつて規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

(管理者の助言等)

第31条 管理者は、個人情報保護制度の運用に関して必要があると認めるときは、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第32条 管理者は、毎年1回、この条例の規定による個人情報保護制度の運用状況について公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第33条 他の法令等に公文書の閲覧又は縦覧の手続が定められているとき、公文書の謄本、抄本その他写しの交付の手続が定められているときその他の第17条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法による個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示については、その定めるところによる。

2 他の法令等に個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、その定めるところによる。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 罰則

第35条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 第13条第3項に掲げる者

(3) 第13条の2第3項に掲げる者

第36条 前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、前条に規定するもの以外のもの（その全

部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 第35条各号に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その法人又は人が行為者の監督義務その他違反行為の防止に必要な注意義務を尽くしていた場合はこの限りでない。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又はフィルム若しくは電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第35条から前条までの規定は、組合を組織する地方公共団体の区域外にある者に対しても適用する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。